

児童養護施設退所者等に対する 自立支援資金貸付募集要項

1 事業の目的

この事業は、児童養護施設等に入所中、または退所した方、里親等に委託中、または委託を解除された方に対し、生活に必要な資金や就職に有利な資格の取得のための資金を貸付し、円滑な自立を支援するために実施するものです。

2 貸付の対象者

宮城県内の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」といいます。）に入所中、または退所した方、里親またはファミリーホーム（以下「里親等」といいます。）に委託中、または委託を解除された方のうち、次の要件に該当する方が対象になります。

(1) 生活支援費

児童養護施設の退所者または里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、大学等に在学する方（以下「進学者」といいます。）

(2) 家賃支援費

進学者のほか、児童養護施設の退所者または里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、就職している方（以下「就職者」といいます。）

(3) 資格取得支援費

児童養護施設等の入所者または里親等に委託中の方および児童養護施設等の退所または里親等の委託解除後4年以内で大学等に在学する方のうち、就職に必要となる資格の取得を希望する方（以下「資格取得希望者」といいます。）

3 貸付期間と貸付額

(1) 貸付額は、貸付けの種類に応じ、次のとおりです。

貸付けの種類	貸付期間	貸付額
生活支援費	大学等に在学する期間	月額5万円
家賃支援費	進学者は大学等に在学する期間、就職者は退所又は委託解除から2年間を限度に就労している期間	1月あたりの家賃相当額（管理費および共益費を含みます。）（居住地域の生活保護制度上の住宅扶助額が限度）
資格取得支援費		資格取得に要する費用の実費25万円以内

(2) 貸付利子は無利子です。（返還債務の返還期間を過ぎた場合は年5%の延滞利子を徴収します。）

4 貸付金の交付

貸付決定後に貸付決定された方からの借用証書兼誓約書及び銀行口座振込依頼書を宮城県社会福祉協議会が受領後、指定口座に振り込みます。

5 返還の免除

次の要件に該当する場合は、貸付金の返還を免除します。

- (1) 進学者 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき。
- (2) 就職者 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。
- (3) 資格取得希望者
 - ① 就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき。
 - ② 大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けたときは、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、2年間引き続き就業を継続したとき。

6 申請の手続き方法など

(1) 手続き方法

貸付けを希望する方は、下記の「8 申込先・問い合わせ先」に申込書と必要書類を提出してください。申込書は、宮城県社会福祉協議会、各児童相談所の窓口のほか、宮城県社会福祉協議会、県、仙台市のホームページからダウンロードすることができます。

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりです。

- ① 自立支援資金貸付申込書（様式第1号）
- ② 世帯全員の住民票の写し（本籍の記載のあるもので、本人、保護者、連帯保証人分が必要になります。）
- ③ 【進学者・就職者】貸借契約書の写し・雇用通知書等・合格通知書・在学証明書。
また、すでに就職している場合は業務従事期間証明（様式第3号）を提出してください。

(3) 連帯保証人

原則として、1人の連帯保証人（独立の生計を営み、返還債務を負担することができる資力を有する方）を立てていただくこととしますが、どうしても連帯保証人を立てることができないときは、貸付申込書にその理由を記載していただきます。

(4) 個人情報の収集等の同意

貸付けにあたっては、自立支援資金の貸付けと返還の事務に関する限りにおいて、社会福祉協議会、地方公共団体、児童福祉事業を行う者その他の関係機関が貸付対象者の個人情報を収集し、利用し、提供することについて同意していただきます。

7 貸付けの決定

申請書類を審査し、貸付けの決定または不承認について申請者宛てに通知します。貸付けが決定した方には借用証書等必要書類を提出していただきます。

8 問い合わせ先・申込書の提出先

この事業に関する問い合わせ先、申込書の提出先は、次のとおりです。

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目7番4号 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 福祉人材課 人材支援係 貸付事業担当 TEL：022-399-8844 FAX：022-261-9555 Eメール m-kashi-jinzai@miyagi-sfk.net
